



2 志木市スポーツ推進審議会

(1) 志木市スポーツ推進審議会条例

昭和55年3月19日

条例第7号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、志木市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、志木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(会長等)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育政策部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(2) 志木市スポーツ推進審議会委員

(敬称略)

No.	氏名	選出区分	備考
1	木下 和夫	学識経験者	志木市体育協会 副会長 テニスクラブ経営 (木下テニスクラブ)
2	上原 京子	学識経験者	志木市スポーツ少年団 志木市ミニバスケットボール連盟 理事長
3	有竹 豊久	学識経験者	スポーツクラブ事業担当 (セントラルウェルネスクラブ志木)
4	大石 裕弘	学識経験者	大宮アルディージャ 普及部長
5	志村 智	学識経験者	スポーツクラブ経営 (志木スポーツプラザ)
6	隅田由香利	行政関係機関	志木市立小学校長会 小学校体育連盟会長
7	高橋 良和	行政関係機関	志木市文化スポーツ振興公社 理事長
8	中平 仁	行政関係機関	志木市立中学校長会 中学校体育連盟会長
9	星野 賢	学識経験者	志木市サッカー連盟会長 志木市体育協会 副会長

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日